

豊田市こどものスポーツ・文化活動等に関する協議会の 公開及び会議録の公開に関する要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市こどものスポーツ・文化活動等に関する協議会（以下「会議」という。）の傍聴及び会議録の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、情報公開条例第7条各号に定める非公開情報を扱う場合又は会長が非公開が適当と判断した場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

（会議公開の周知）

第3条 会議公開の周知は、市ホームページに、審議会等の会議の公開に関する実施基準（平成14年1月1日施行）に記載する周知事項を掲載することにより行うものとする。

（傍聴人の数）

第4条 傍聴できる人数は10人以内とする。ただし、会長が特に認めた場合は、この限りでない。

（傍聴の手続）

第5条 会議を傍聴できる者は、先着順で決定するものとする。

2 会議を傍聴しようとする者は、会議開会時刻までに会場の指定の入口で自己の住所、氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。

（入場の禁止）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入場することができない。

- （1）人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- （2）酒気を帯びていると認められる者
- （3）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- （4）笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を携帯している者
- （5）前各号に定めるもののほか、会議の円滑な進行を妨げると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第7条 傍聴人は、会場においては、次の事項を守らなければならない。

- （1）みだりに傍聴席を離れないこと。
- （2）指示のある場合を除き発言をしないこと。
- （3）会場での発言に対して、拍手その他の方法で賛否を表明しないこと。
- （4）談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
- （5）たすき、腕章等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威行為をしないこと

(6) 飲食又は喫煙行為をしないこと。

(7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(写真撮影、録画、録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、会場においては、写真撮影、録画又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りでない。

(退場命令)

第9条 会長は、傍聴人がこの要綱に違反したと認めるときは、注意を与え、なお従わないときは、退場を命ずることができる。

(会議録の作成及び公開)

第10条 会議の事務局は、会議終了後、会議録を速やかに作成しなければならない。
2 会議録を作成したときは、市ホームページに掲載する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、豊田市が別に定める。